

沿岸広域振興局長殿

提出者 株式会社ガルバート・ジャパン

住所 〒026-0031 岩手県釜石市鈴子町23-15

氏名 代表取締役社長 竹内 淳

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

## 1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	株式会社ガルバート・ジャパン	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県釜石市鈴子町23-15	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,813 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	3 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		( 2024 )年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
		数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)			kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)			kL			kL			
揮発油(ガソリン)			kL			kL			
ナフサ			kL			kL			
ジェット燃料			kL			kL			
灯油		5.92	kL	216		kL	216	15	
軽油		9.05	kL	341		kL	341	24	
A重油			kL			kL			
B・C重油			kL			kL			
石油アスファルト			t			t			
石油コークス			t			t			
化石燃料	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		t			
		石油蒸気化水素ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>		
	石炭	輸入原料炭	原料炭		t		t		
			コークス用原料炭		t		t		
		一般炭	吹込用原料炭		t		t		
			輸入一般炭		t		t		
			国産一般炭		t		t		
	輸入無煙炭		t		t				
石炭コークス		t		t					
コークス		t		t					
コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
発電用高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
転炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
その他の燃料	都市ガス	965,24	千m <sup>3</sup>	43,436		千m <sup>3</sup>	43,436	2,017	
小計①							43,996	2,056	
非化石燃料	黒炭		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kL			kL			
	バイオディーゼル		kL			kL			
	バイオガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			GJ/t			
	RPF		t			GJ/t			
	廃タイヤ		t			GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油		kL			GJ/kL				
廃棄物ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
混合廃材		t			t				
水素		t			t				
アンモニア		t			t				
その他燃料									
小計②									
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	地熱		GJ			GJ			
	温泉熱		GJ			GJ			
	太陽熱		GJ			GJ			
	雪氷熱		GJ			GJ			
小計③									
電気	電気事業者①		千kWh			千kWh			
	電気事業者② ※複数契約している場合使用	3,011.40	千kWh	26,278		千kWh	26,278	2,473	
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh		
		水力		千kWh			千kWh		
		風力		千kWh			千kWh		
		その他		千kWh			千kWh		
小計④							26,278	2,473	
合計 ④=①+②+③							70,274	4,529	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	1,813	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	4,529 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO <sub>2</sub>
三ふっ化窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
合計		4,529 t-CO <sub>2</sub>

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和64年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

- ・2028年度までに3%削減する。  
二酸化炭素排出量を前年度比で毎年度1%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

- ・照明のこまめな消灯を実施する。

②都市ガス

- ・集中生産、集中休止を進めると共に、焼鈍炉を通過させない生産品種のまとめ生産を進める。
- ・亜鉛槽の休止毎の空燃比調整により、空燃比の適正化を図る。

③灯油・軽油

- ・暖房使用時のこまめな温度調整及び入切を実施する。
- ・フォークリフト使用時のアイドルの極力停止を実施する。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- (電力については、日本製鉄(株)／釜石地区から購入、釜石地区発電設備にてバイオマス活用実施中)

○自動車利用抑制

- ・出張移動時には社用車による乗り合いを進める。

○輸送の合理化

- ・需要家にはトレーラの輸送単位質量に対応した質量での発注のお願いを実施。
- ・需要家からの帰り便での製品キャリア回収の依頼を実施。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・TL/MGR層も含めた社内TL/MGR会議にて、省エネへの取り組みに関する説明を実施するとともに定期的に実績報告を実施していく。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・月次検討会にてエネルギー原単位実績を社長以下GL層に報告し、改善を進めていく。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・ペットボトル及び段ボール、紙類の分別回収、コピー時の両面使用及び裏紙使用を進める。
- ・地域の環境保全活動(アースデイでの河川・海岸ごみ拾い等)に参加する。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 ( 年度 )

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	( )	ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
軽油	( )	ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
LPG	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
電気		kWh	0.402 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>
合計	0 ( 0 )			kg-CO <sub>2</sub>

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

  

【具体的な取組】

エコドライブ

  

輸送の合理化

  

電動車

  

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項